

## 資料1

伊勢崎市記者会見資料

## 令和8年度行政組織機構の改正について

企画部事務管理課

多様化する行政課題等へのきめ細やかな対応を目的とし、変化していく社会情勢に合わせた効率的・効果的な組織とするため、市の組織機構の一部を改正します。

1 機構改正の内容 別紙のとおり

2 施行期日 令和8年4月1日

## 問い合わせ先

事務管理課 関根 Tel0270-27-2708/内線 5432

# 1 令和8年度 行政組織機構改正

## (1) 市長戦略部（新設）

- ① 市長マニフェストや重要政策を更に重点的に推進するため、市長戦略部を新設し、全庁横断的な組織間の調整を行うとともに、迅速な政策の実現を図るものとします。なお、同部については両副市長の共同所管とします。
- ② 総務部秘書課を市長戦略部へ移管し、管理係を新設します。
- ③ 特命事項や全庁横断的な新規事業に係る調査及び関係部課等との調整を図るため、戦略推進課を新設し、企画部企画調整課の政策係を移管した上で、戦略係に改称します。
- ④ P P P / P F I （※1）やP F S （※2）等の手法を調査研究し、公有財産の更なる有効活用の推進や行政運営の効率化を図るために、公共施設マネジメント推進課を新設し、官民連携推進係を設置します。また、総務部管財課及び企画部事務管理課が所管している業務の一部を同課へ移管します。

※1 … P P P（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

P F I（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設等の建設、維持管理及び運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

※2 … 成果運動型民間委託契約方式（ペイ・フォー・サクセス）

社会課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果指標値の改善状況に連動して委託費等を支払うことにより、より高い成果の創出が可能となる新たな官民連携の手法

## (2) 総務部

- ① 秘書課を市長戦略部へ移管します。
- ② 総務課文書係と情報公開係を統合し、文書管理係を設置します。また、企画部事務管理課が所管している内部統制に関する事務を同課へ移管します。
- ③ 管財課資産活用推進係の業務を管財係及び市長戦略部公共施設マネジメント推進課へ移管した上で、同係を廃止します。

### (3) 企画部

- ① 企画調整課を経営企画課へ改称します。また、企画調整課企画係を計画推進係へ改称、政策係については、業務の一部を計画推進係に移管した上で、市長戦略部戦略推進課へ移管し、戦略係に改称します。さらに、街づくり推進係については、業務を計画推進係及び広報課へ移管し、廃止します。
- ② 事務管理課行政改革係が所管している業務の一部を市長戦略部公共施設マネジメント推進課へ移管し、デジタル化推進係が所管している電子地域通貨（I S E C A）に関する事務と組織係が所管しているデジタルクリエイティブ人材育成施設に関する事務を産業経済部商工労働課へ移管した上で、行政改革係とデジタル化推進係を統合してイノベーション推進係とし、経営企画課へ移管します。また、組織係が所管している内部統制に関する事務を総務部総務課へ移管し、同係を経営企画課へ移管した上で事務管理課を廃止します。
- ③ 情報政策課の情報政策係とシステム管理係を統合し、情報システム係を設置します。
- ④ 広報課を広報プロモーション課へ改称し、広報係と報道広聴係を統合して広報広聴係を設置するとともに、シティプロモーション係を新設し、企画調整課街づくり推進係の業務の一部を移管します。

### (4) 市民部

効率的な業務運用体制を構築し、市民サービスの向上を図るため、各支所市民サービス課の5係を1係に統合し、市民サービス係を設置します。

### (5) 産業経済部

企業の業務効率化や生産向上につなげるD X推進のため、商工労働課に産業D X係を新設します。

また、企画部事務管理課が所管している電子地域通貨（I S E C A）に関する事務及びデジタルクリエイティブ人材育成施設に関する事務を商工労働課へ移管します。

## ( 6 ) 都市計画部

都市づくり政策を迅速に推進するため、都市計画課に都市政策係を新設します。

## ( 7 ) 会計管理者

会計管理者の職位を部長級から副部長級へ変更します。

## ( 8 ) その他

副部長の職務に「部局間の連絡、協力及び調整」業務を追加します。

施行期日 令和 8 年 4 月 1 日

## 2 支所の在り方について

住民自治による地域の振興のため、各地区と行政の連携強化を図りつつ、市民サービスの向上と、よりよい行財政運営を目指し、支所機能の今後の方向性の検討を進めてまいります。

## 令和8年度行政組織機構改正について

部	令和7年度	令和8年度
市長戦略部	新設	<pre> graph TD     subgraph "令和7年度"         direction TB         A[市長戦略部] --- B[新設]     end     subgraph "令和8年度"         direction TB         C[市長戦略部] --- D[秘書課]         C --- E[戦略推進課]         C --- F[公共施設マネジメント推進課]         D --- G[管理係]         D --- H[秘書係]         E --- I[戦略係]         F --- J[官民連携推進係]     end </pre> <p>○企画部企画調整課の業務の一部を戦略推進課へ移管 ○総務部管財課及び企画部事務管理課の業務の一部を公共施設マネジメント推進課へ移管</p>
総務部	<pre> graph LR     A[総務部] --- B[秘書課]     A --- C[総務課]     A --- D[行政課]     A --- E[管財課]     A --- F[職員課]     A --- G[安心安全課]     B --- H[秘書係]     C --- I[管理係]     C --- J[文書係]     C --- K[法規係]     C --- L[情報公開係]     D --- M[行政係]     D --- N[庁舎管理係]     E --- O[管財係]     E --- P[車両係]     F --- Q[人財開発係]     F --- R[給与係]     F --- S[厚生係]     G --- T[防災係]     G --- U[防犯係] </pre>	<pre> graph LR     A[総務部] --- B[総務課]     A --- C[行政課]     A --- D[管財課]     A --- E[職員課]     A --- F[安心安全課]     B --- G[管理係]     B --- H[文書管理係]     B --- I[法規係]     C --- J[行政係]     C --- K[庁舎管理係]     D --- L[管財係]     D --- M[車両係]     E --- N[人財開発係]     E --- O[給与係]     E --- P[厚生係]     F --- Q[防災係]     F --- R[防犯係] </pre> <p>○企画部事務管理課の内部統制に関する事務を総務課へ移管 ○管財課の業務の一部を市長戦略部公共施設マネジメント推進課へ移管</p>
企画部	<pre> graph LR     A[企画部] --- B[企画調整課]     A --- C[事務管理課]     A --- D[情報政策課]     A --- E[広報課]     B --- F[管理係]     B --- G[企画係]     B --- H[政策係]     B --- I[街づくり推進係]     C --- J[行政改革係]     C --- K[デジタル化推進係]     C --- L[組織係]     D --- M[情報政策係]     D --- N[システム管理係]     D --- O[統計係]     E --- P[広報係]     E --- Q[報道広聴係] </pre>	<pre> graph LR     A[企画部] --- B[経営企画課]     A --- C[情報政策課]     B --- D[管理係]     B --- E[計画推進係]     B --- F[イノベーション推進係]     B --- G[組織係]     C --- H[情報システム係]     C --- I[統計係]     D --- J[広報プロモーション課]     D --- K[広報広聴係]     D --- L[シティプロモーション係] </pre> <p>○事務管理課の業務の一部を市長戦略部公共施設マネジメント推進課へ移管 ○事務管理課の内部統制に関する事務を総務部総務課へ移管 ○事務管理課の電子地域通貨（I S E C A）に関する事務及びデジタルクリエイティブ人材育成施設に関する事務を産業経済部商工労働課へ移管 ○企画調整課街づくり推進係の業務の一部を広報プロモーション課へ移管</p>

※青字：統合、廃止、移管により当該組織からなくなる課等

※赤字：当該組織に新設、移管される課等

## 令和8年度行政組織機構改正について



※青字：統合、廃止、移管により当該組織からなくなる課等

※赤字：当該組織に新設、移管される課等